

**(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての
基本的な考え方(たたき台)へのコメント
(観光からのアプローチ)**

2023年11月22日

**五稜郭タワー株式会社
木村朋希**

- ▶ 函館市教育委員会 作成の資料(2022年10月18日付の意見聴取の文書に添付)
(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方(たたき台)

- ▶ **(仮称)総合ミュージアムの整備にあたって配慮しなければならない事項**

- ① 函館の歴史や文化を総合的に学べるミュージアムにすること。
- ② 市民が何度でも足を運びたくなるミュージアムにすること。
- ③ より多くの観光客を誘客できる観光資源としてのミュージアムにすること。
- ④ 経済波及効果をもたらすことができるミュージアムにすること。
- ⑤ 将来世代に過度な負担を残さないこと。

■ 「より多くの観光客を誘客できる**観光資源**としてのミュージアム」

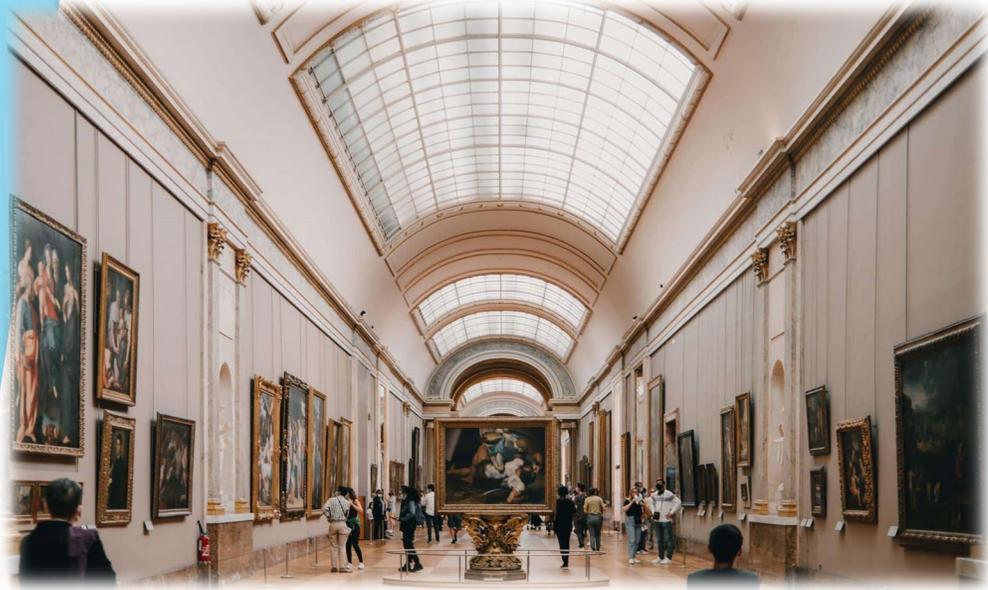
■ 「**経済波及効果**をもたらすことができるミュージアム」

- ・ ミュージアム建設等に関わる投資・雇用による地域への経済波及効果
- ・ ミュージアム運営等に関わる事業費用による地域への経済波及効果
- ・ ミュージアムに関わるスタッフの雇用による地域への経済波及効果
- ・ **ミュージアム来館者の消費による地域への経済波及効果**

観光資源としてのミュージアム = 観光旅行の目的地となるミュージアム

観光旅行の限られたスケジュールの中で、わざわざ時間を割いても訪れたいミュージアム (外貨獲得で稼げるミュージアム)

「観光資源」となっているミュージアム



大英博物館



ルーブル美術館



メトロポリタン美術館

故宮博物院



国立西洋美術館



東京国立博物館



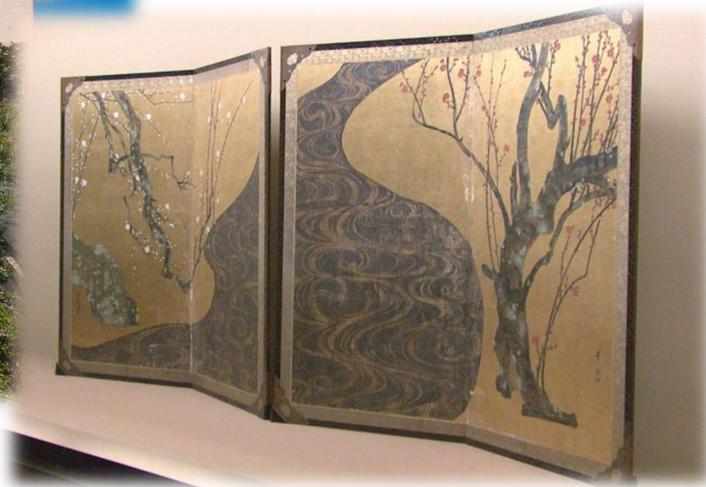
国立科学博物館

京都国立博物館





MOA美術館(静岡県 熱海)



足立美術館(島根県 安来)

大原美術館(岡山県 倉敷)



ミュージアム自体の魅力もさることながら

- ・ 「目玉」となる展示物(収蔵資料)が有る。
- ・ 話題性のある展覧会(事業)を行える。



入館者 増 ! = 経済波及効果 大 !

市立函館博物館は . . . ?



「観光振興の妨げ、がんは学芸員」発言

北海道新聞

2017年(平成29年)4月17日(月曜日)

「観光振興がんは学芸員」

セミナーで 山本創生相

山本幸三地方創生担当相は16日、大津市のホテルで地方創生に関するセミナーに出席し、外国人観光客らに文化財などの説明、案内が不十分として「一番のがんは文化学芸員。この連中を「掃しな」と駄目」などと発言した。

質疑応答で観光振興について問われ、「自分たちだけが分かっていけばいい、分からないなら来なくていいよ、というのが学芸員の連中だ」と批判を重ねた。山本氏は終了後、報道陣に「『「掃」は言い過ぎたが、文化財はプロだけのものではない。学芸員も観光マインドを持ってほしい」と釈明した。



山本幸三地方創生担当相

学芸員は、博物館法に定められた専門職員。

2017年(平成29年)4月17日(月曜日)

北海道新聞(夕刊)

観光の「がんは学芸員」

山本創生相 発言を撤回



山本幸三
地方創生相

山本幸三地方創生担当相は17日、外国人観光客に対する文化財の説明や案内が不十分として「一番のがんは文化学芸員」とした発言について「適切ではなかった。反省しており、撤回しておわびしたい」と述べた。東京都内で記者団に語った。進退については「全力を挙げて地方創生などを頑張っていきたい」と述べ、辞任を否定した。

菅義偉官房長官は記者会見で「山本氏から17日朝に報告を受けた。発言は(伝えようとした)趣旨を完全に踏み外していた。閣僚は常に責任を持って発言してほしい」と苦言を呈した。山本氏は16日、大津市で開かれたセミナーで、学芸員について「自分たちだけが分かっていけばいい、分からないなら来なくていいよ、というのが学芸員の連中だ。この連中を「掃しな」と駄目」などと批判した。山本氏は記者団に「学芸員の方々に観光マインドを持ってもらう必要があるという趣旨だった」と釈明した。

「文化観光推進法」と「博物館法」の改正

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」

(文化観光推進法) 令和2年(2020年5月施行)

第二条 この法律において「文化観光」とは、有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下「文化資産」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいうものとする。

「博物館法の一部を改正する法律」 令和5年(2023年4月施行)

第三条 博物館は－中略－当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下この項において「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

博物館 = 「文化観光拠点施設」

- 文化財の保存よりも活用を重んじ、博物館に文化観光推進の機能を担わせる(?)
- 「稼げない」博物館はダメ (?!)
- 「文化」と「観光」は対立するもの(?)



文化庁参事官(文化観光担当)付 博物館支援調査官 中尾智行 氏

「博物館の北極星」

「Museum Data」 №82 丹青研究所

「(文化観光推進法の理念や趣旨は)・・・拙速な活用や収益追求を求めるものではない。・・・文化資源の価値と魅力をより多くの利用者が享受し、保存と継承の意義の理解を促進するための、**文化と観光の共生**の視点がある。」

「政策的な期待や利用者の声によって、新しい事業への取り組みが強く求められる場面も多い。それが十分な将来性に富み、博物館の設置目的に合致するものであればよいが、そうでない場合は本来の館の設置目的や機能の充足の障害要因ともなりかねない。近視眼的なニーズに流されてしまったり、押し切られたりしないためには**確固たる理念と行動の指針**が必要だ。」

「博物館にとって行動指針となるのが『博物館が何を目的に活動し、どのような使命を果たそうとしているか』を明文化したミッション・ステートメントだ。スタッフはもちろん社会に向けて**博物館の存在意義や社会的役割**を示し、成果の還元を約束するものである。明確なミッションがなければ、経営方針も定まらない。」

「2010年代には、急増する外国人観光客数を背景に産業としての観光がクロースアップされ、**博物館等の文化政策にも大きく影響**した。」

「多様化する博物館の役割や社会の期待に添えていく中では、博物館の北極星であるミッションを常に意識し、目的地を見据えた航路の設定と舵取りが必要になる。」

函館での、(仮称)総合ミュージアムの整備に際しても、是非、「存在意義」や「社会的役割」を明示した「ミッション・ステートメント」の検討を徹底していただければと思います。

ここからが本題

「基本的な考え方(たたき台)」へのコメントをしていませんでした。

(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方(たたき台)に対するコメント(観光からのアプローチ)

「配慮しなければならない事項」について

① 函館の歴史や文化を総合的に学べるミュージアムにすること



改正博物館法 第三条3項「当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興」から、当然です。

結果として、「函館のことをまず知りたい」という観光客にとっても役に立つミュージアムになると思います。

②市民が何度でも足を運びたくなるミュージアムにすること



①と同様に、そのとおりだと思えますが・・・

まず、「市民が足を運びやすい場所」が重要だと思います。現在の博物館の場所はチョット・・・。

そして、市民がリピートして行きたくなる「展示の内容」と「事業」。道南の他館からの資料の貸借や膨大な収蔵資料を用いてのテーマ展や企画展の季節毎の開催と関連する普及事業の実施。市内・地域の児童・生徒を対象とした魅力的な事業の実施、など。

- ③より多くの観光客を誘客できる観光資源としてのミュージアムにすること
- ④経済波及効果をもたらすことができるミュージアムにすること



これについては、前段で述べさせていただきました。

「ミッション・ステートメント」の件もありますが、個人的には、①、②がしっかりしていることによって、結果的に観光客も誘客でき、経済波及効果も有ると考えています。あくまでも、③、④は①、②の結果であると思いますが・・・。

⑤ 将来世代に過度な負担を残さないこと



函館市の人口減少や少子化、財政状況などを考えれば当然ですが・・・。

ただ、これは、ミュージアム建設に関する一時的な負担のことなのか、完成後のミュージアム運営上も含めた「ヒト」、「カネ」の負担のことなのか。

「コンセプト」について

① 博物館法が規定する機能を持ったミュージアム



博物館法上の登録博物館であるためには、当然です。

② 人にも資料にもやさしいミュージアム



施設のハード面では、バリアフリーやユニバーサル・デザインの観点は必須の時代ですし、展示・収蔵環境についても新たに建設する施設ならば当然のことと思います。

③ 函館の歴史や文化を総合的に学べるミュージアム

④ すべての市民や観光客が楽しめるミュージアム



これについても既に述べさせて頂いた内容と重複しますので、割愛します。

⑤ まち歩きや観光地巡りの起点となるミュージアム



市民や観光客に対するガイドランスの機能はもちろんですが、博物館的な視点に基づく街歩きプログラムの開発や、専門スタッフの育成による事業としての運営も。

(仮称)総合ミュージアムに移行後の5施設の活用方法

【博物館本館】

収蔵庫としての活用を検討するとのことですが、旧図書館本館のように、市民は立ち入ることのできない建物になってしまうのでしょうか？

例えば、施設の一部だけでも、函館公園の歴史や、函館の博物館史について、紹介できるような展示を残せないでしょうか。

旧博物館 1号・2号も有ることですし・・・



【北洋資料館】

芸術ホールに併設していることを考え、市内の文化・芸術団体の発表の場としての貸ギャラリーや、各文化団体の歴史や活動を紹介する施設を設けて、芸術ホールとともに、函館の文化を再興する拠点として活用。

(市民の作品展示などで活用されていた棒二森屋やテーオーデパートがなくなり、発表の場が少なくなっているとの声も聴きます。)



【郷土資料館(旧金森洋物館)】

【北方民族資料館(旧日本銀行函館支店)】

【文学館(旧ジャックス社屋)】



観光客の函館での滞留時間を長くする観点からも、西部地区での街歩きの魅力を高める為に、これらの施設(建物)の活用を考えるとはいかがでしょう？

函館の歴史・文化の「総論」としての「総合ミュージアム」と「各論」としての西部地区の上記の各施設としての、展示内容の棲み分けにより活用できませんか。

これらの3施設は、

「函館市が引き続き土地・建物を所有し、**西部地区再整備事業**の中で活用方法を検討」（「たたき台」より）



西部地区観光での「**面的な広がり**」は重要な要素と思います。

各施設は特化したテーマの展示と併せて、街歩きの観光客が散策の中で休憩できる「**カフェ**」や「**ショップ**」を併設した施設として利用することも検討して頂きたいと思います。

同様に、**(仮称)総合ミュージアム**に於ても、利用者(特に観光客)にとって魅力を高めるために、「**ミュージアムショップ**」や「**レストラン**」「**カフェ**」の施設も充実させ、付加価値を高めることが誘客の材料となると考えます。

以上です。